

---

# 第4次摂津市総合計画 基本構想

---

～ みんなが育む つながりのまち 摂津 ～

平成23-32年度（2011-2020）

摂 津 市

## <<目 次>>

### <序 論>

第1節 総合計画策定の趣旨 .....	1
第2節 総合計画の目的と役割 .....	1
1 市のすべての計画・業務の基本となる、まちづくりの指針 .....	1
2 協働のまちづくりを進める指針 .....	1
第3節 総合計画の構成と期間 .....	2
1 構成 .....	2
2 計画期間 .....	2
3 進行管理 .....	2
第4節 総合計画策定の背景 .....	3
1 策定の背景となる時代潮流 .....	3
2 摂津市の現状 .....	11
3 まちづくりの課題 .....	20

### <基本構想>

第1章 まちづくりの理念 .....	22
1 摂津市民憲章 .....	22
2 都市宣言 .....	23
第2章 めざす将来像 .....	26
1 基本姿勢 .....	26
2 まちづくりの目標 .....	28
第3章 まちづくりの目標を実現する政策 .....	30
第1節 市民が元気に活動するまち .....	30
第2節 みんなが安全で快適に暮らせるまち .....	31
第3節 みどりうるおう環境を大切にするまち .....	32
第4節 暮らしにやさしく笑顔があふれるまち .....	33
第5節 誰もが学び、成長できるまち .....	34
第6節 活力ある産業のまち .....	35
第7節 計画を実現する行政経営 .....	36
第4章 計画の推進に向けて .....	37
1 協働による計画の推進 .....	37
2 協働を実現するための役割 .....	37
3 協働による計画の進行管理 .....	39

# 序 論

## 第1節 総合計画策定の趣旨

摂津市は、昭和46年（1971年）に摂津市総合計画を策定し、以来、時代の流れに対応するため、昭和61年（1986年）に第2次、平成8年（1996年）に第3次と、成果をふまえながら計画を改定し、総合的かつ計画的にまちづくりを行ってきました。

第4次総合計画は、近年の社会経済状況の変化や地方分権の進展などに的確に対応するまちづくりを進めていくために、摂津市の将来像・方向性・目標を示すものです。

## 第2節 総合計画の目的と役割

### 1 市のすべての計画・業務の基本となる、まちづくりの指針

総合計画は、摂津市がめざす将来像を示し、これを実現するために取り組んでいくべきことを明らかにするものです。都市基盤、福祉、教育、産業、環境、文化・スポーツなど市民生活のあらゆる分野にまたがる、最も上位に位置づけられる計画であり、各分野別計画と整合を図っています。

本計画では、摂津市のおかれている現状と課題を整理し、計画期間において重点的に取り組んでいくこと、市の魅力や特色のある取組みとして進めていくことを示しました。

### 2 協働のまちづくりを進める指針

総合計画の目標を達成するためには、市民、事業者などの主体的な活動と、協働によるまちづくりを進めていくことが不可欠です。そのため、本計画では、市民や事業者に期待される役割を明確にするとともに、摂津市のまちづくりについて誰もが理解し説明できるよう、分かりやすく、使いやすい計画をめざしました。

策定にあたっては、「市民参画」を方針として、公募市民による「まちづくり市民会議」を設置し提言を得たほか、各種意識調査、意見募集・インタビューなど様々な手法を用いて、あらゆる層の市民のニーズを把握することに努め、可能な限りそれら为本計画に反映させました。

#### 摂津市がめざす「協働」の姿

めざす将来像の実現に向けて、市民、事業者、行政など摂津市に関わるみんなが主体性をもって、互いの特性を尊重しながら、共通の目標を達成するために対等な立場で連携・協力します。

## 第3節 総合計画の構成と期間

### 1 構成

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。それぞれの概要は、次のとおりです。

#### (1) 基本構想

まちづくりの理念のもとに、めざす将来像を明らかにし、それを達成するための目標と政策を示すものです。

#### (2) 基本計画

基本構想に基づき、具体的な施策の目標と取組内容を総合的・体系的に示すものです。

#### (3) 実施計画

基本計画の施策を具体的にどのように実施していくのかについて3年の期間で示すもので、本書とは別に策定し、その進行状況に合わせて毎年見直しを行うものです。

### 2 計画期間

本計画の期間は、平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）までの10年間とします。ただし、社会経済状況などの変化により、策定時の状況と著しい差異が生じた場合には、必要に応じて修正や見直しを行います。

なお、基本計画については、中間評価として平成27年度（2015年度）までの活動状況や達成度の検証を行います。

### 3 進行管理

本計画においては、計画の達成状況を把握しやすくするため、各施策について目標年次の実現している姿を示すとともに、施策に関する評価指標を設定し、行政評価システムと連動した進行管理を行います。

## 第4節 総合計画策定の背景

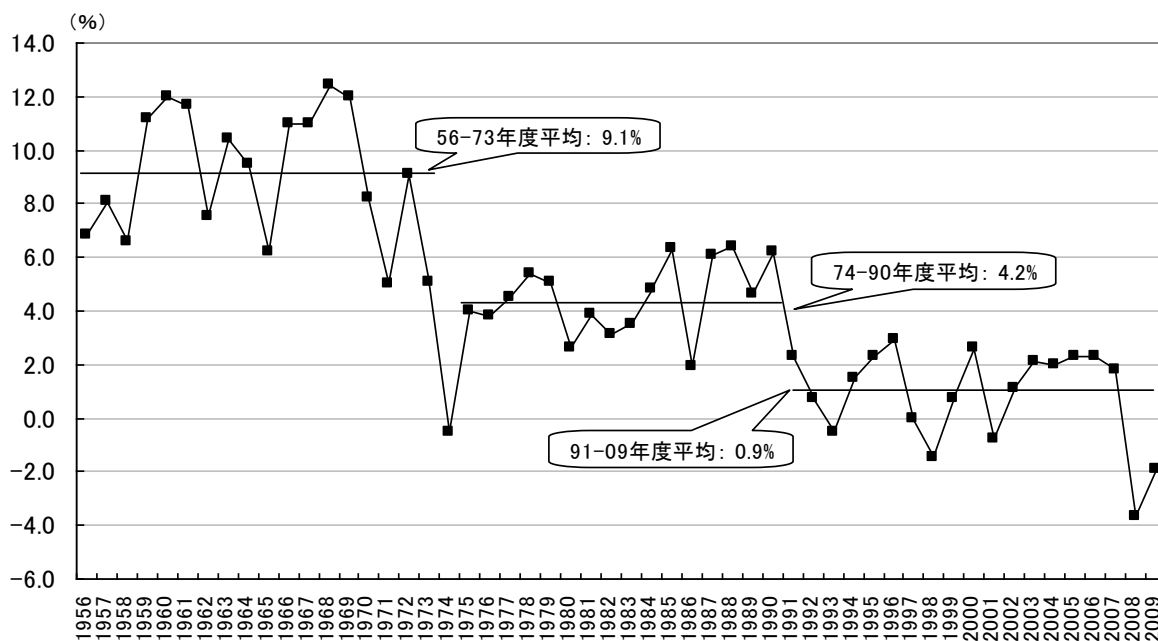
### 1 策定の背景となる時代潮流

#### (1) 経済低成長・成熟化の時代

我が国の経済は、平成14年（2002年）ごろから緩やかな成長を続けていましたが、平成19年（2007年）末ごろから景気後退局面に入り、平成20年（2008年）9月のリーマン・ショック以降、急速な悪化へと転じました。その後、様々な対策が行われていますが、経済は依然として厳しい状況が続いています。また、経済のグローバル化が進んだことにより、世界経済の動向の影響を受けやすくなり、我が国の景気や雇用情勢の先行きは不透明な状況です。

このような中、利潤のみを求めるのではなく、低炭素社会づくりの推進に代表されるように、環境と調和のとれた産業活動や経済発展を求めていくなどの動きがみられるようになってきました。景気の回復に向けて、内需の拡大に取り組むとともに、深刻化している雇用不安の解消や、格差対策などが求められています。

実質GDP（国内総生産） 成長率の推移



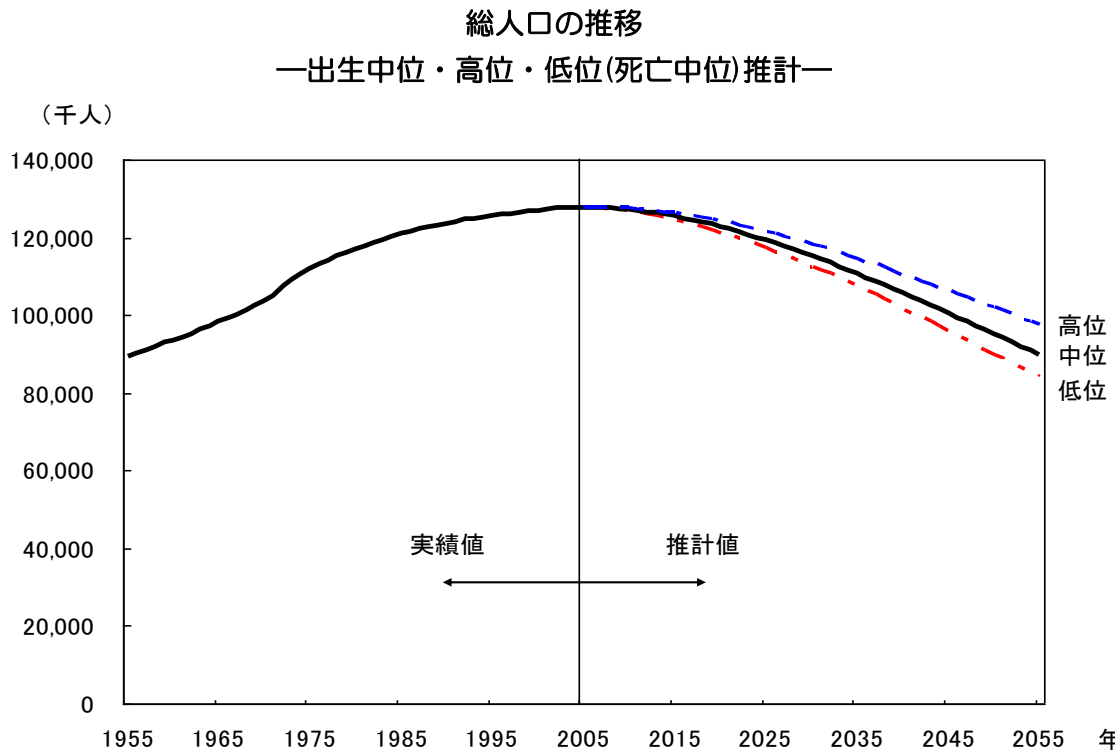
(備考)1. すべて年度ベース。

2. 1980年度(昭和55年度)までは63SNA(連鎖方式)を、1981年度(昭和56年度)以降は93SNA(連鎖方式)を使用。

資料：内閣府「国民経済計算」

## (2) 少子・高齢化の時代

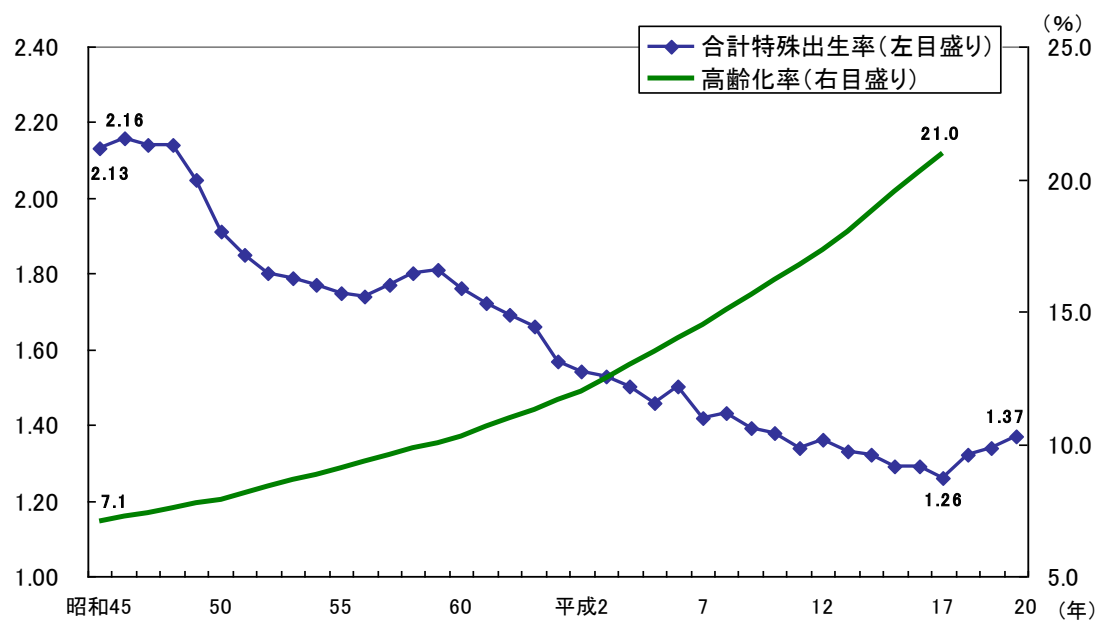
我が国の人口は、第2次世界大戦後、一貫して増加し続けていましたが、平成17年（2005年）に初めて出生者数が死亡者数を下回り、減少傾向に転じました。この傾向は、今後いっそう進むことが予想され、将来には1億人を下回るとの推計があります。



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」

合計特殊出生率は、昭和46年（1971年）に2.16であったものが、平成20年（2008年）には1.37にまで低下しています。これに対して、高齢化率は上昇傾向が続き、平成25年（2013年）には概ね4人に1人が65歳以上という超高齢社会の到来が予想されています。

合計特殊出生率と高齢化率の推移



(備考) 合計特殊出生率: 15～49歳の女性の年齢別出生率 (=母親の年齢別出生数 / 年齢別の女性の人数) を合計したもの。  
1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの子ども数に相当する。

資料：厚生労働省「人口動態統計」、総務省統計局「国勢調査」

このような人口減少や少子・高齢化の進行は、社会全体に大きな影響を与えることが懸念され、税や社会保障制度など様々な分野において、将来を見据えた方策の転換や再構築が求められています。

### (3) 環境共生の時代

近年、地球温暖化や化石燃料などの資源の枯渇といった、環境やエネルギーの問題が顕在化しています。国際社会では、これらの問題に対応するため、平成9年（1997年）の地球温暖化防止京都会議において「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」が合意され、平成20年（2008年）の北海道洞爺湖サミットでは、平成25年（2013年）以降の温暖化防止の国際的枠組み（ポスト京都議定書）づくりに向けた議論が行われました。

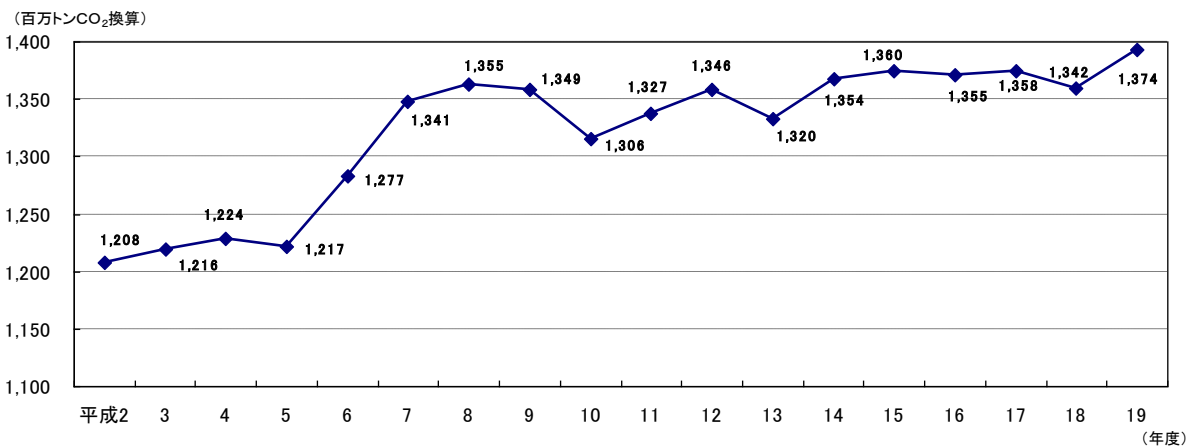
一方、我が国では、平成11年（1999年）に「地球温暖化対策の推進に関する法律」、平成12年（2000年）に「循環型社会形成推進基本法」が施行され、家電製品や自動車などを対象としたリサイクル関連法も順次整備されています。

また、事業者の環境配慮に対する意識も高まってきており、ISO14001の認証取得や、環境保全活動の取組みが増加する傾向も見られます。

平成21年（2009年）9月の国連総会で、すべての主要国の参加による意欲的な目標の合意を「前提」としながらも、我が国は、平成32年（2020年）までに平成2年（1990年）比で25%の温室効果ガス削減をめざすと発表しました。

今後は、市民、事業者、行政などそれぞれが自らの役割を理解し、責任を持って地球環境を保全しながら、まちづくりや活動を行っていくことが求められています。

温室効果ガス排出量の推移



資料：環境省「平成21年版環境・循環型社会・生物多様性白書」



#### (4) 安全・安心の時代

平成7年（1995年）1月17日の兵庫県南部地震による災害（阪神・淡路大震災）は、兵庫県・大阪府・京都府の各地で大きな被害を出し、第2次世界大戦後の我が国で最大の災害となりました。このあとも、新潟県中越地震、新潟県中越沖地震、岩手・宮城内陸地震など、大きな被害のあった自然災害が発生しているほか、全国各地において集中豪雨による被害が増えてきています。また、東海・東南海・南海地震の発生確率が高まっているとも言われています。

一方、インターネット犯罪や、高齢者に対する振り込め詐欺、子どもに対する犯罪など、犯罪も多種多様化してきています。

このような災害や犯罪から生命や財産を守るため、防災・防犯活動を強化していくことが強く求められるようになっていきます。

さらに、食品汚染や感染症など、健康に関わる不安要素も増大しつつあります。

今後は、日常生活における様々な危機への対策を講じ、安全・安心を確保していくことが求められています。

#### 近年の主な自然災害の状況

発生年	災害名	主な被災地	死者 行方不明者数
平成2年（1990年）	雲仙岳噴火	長崎県	44人
平成5年（1993年）	北海道南西沖地震（M7.8）	北海道	230人
平成5年（1993年）	平成5年8月豪雨	全国	79人
平成7年（1995年）	阪神・淡路大震災（M7.3）	兵庫県	6,437人
平成12年（2000年）	有珠山噴火	北海道	—
平成12年（2000年）	三宅島噴火及び新島・神津島近海地震	東京都	1人
平成16年（2004年）	台風23号	全国	98人
平成16年（2004年）	平成16年新潟県中越地震（M6.8）	新潟県	68人
平成18年（2006年）	平成18年豪雪	北陸地方を中心とする日本海側	152人
平成19年（2007年）	平成19年新潟県中越沖地震（M6.8）	新潟県	15人
平成20年（2008年）	平成20年岩手・宮城内陸地震（M7.2）	東北（特に岩手県、宮城県）	23人

（備考）死者・行方不明者については、風水害は500人以上、雪害は100人以上、地震・津波・火山噴火は10人以上のもののほか、災害対策基本法による非常災害対策本部など政府の対策本部が設置されたもの。

資料：内閣府「平成21年版防災白書」

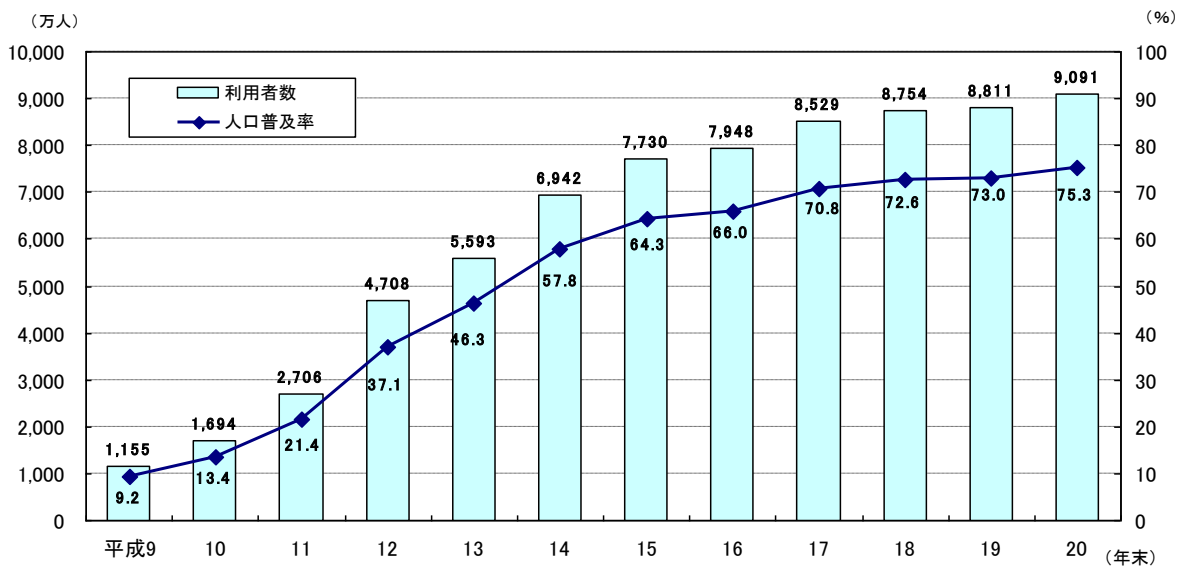
## (5) 情報通信技術（ICT）の時代

これまで情報の収集・伝達方法は、テレビや新聞、広報紙などが主流でした。しかし、情報通信技術（ICT）が急速に高度化し、経済活動のみならず市民生活にも広く浸透してきており、インターネットを活用した情報収集やショッピング、SNSを活用したコミュニケーションなども活発に行われています。

このような動きの中、我が国では、「いつでも、どこでも、誰でも」簡単にネットワークを利用して、情報を自由自在にやりとりすることのできるユビキタス社会の実現をめざす「IT新改革戦略」が展開されています。これらを背景に、地方自治体においても電子自治体化の取組みが進められています。

高度情報化社会が進展することにより、利便性が高まる一方で、個人情報の流出や不正アクセスなどによる被害を増大させる危険性も高まり、個人情報保護や情報セキュリティ対策を講じることが求められています。

### インターネット利用者数と人口普及率の推移（個人）



資料：総務省「平成20年通信利用動向調査」

※情報通信技術（ICT：Information and Communications Technology）

…コンピュータやデータ通信に関する技術。

※SNS（Social Networking Service）

…趣味や出身などのつながりを通じて新しい人間関係を構築する会員制のWebサイト。

## (6) グローバル化の時代

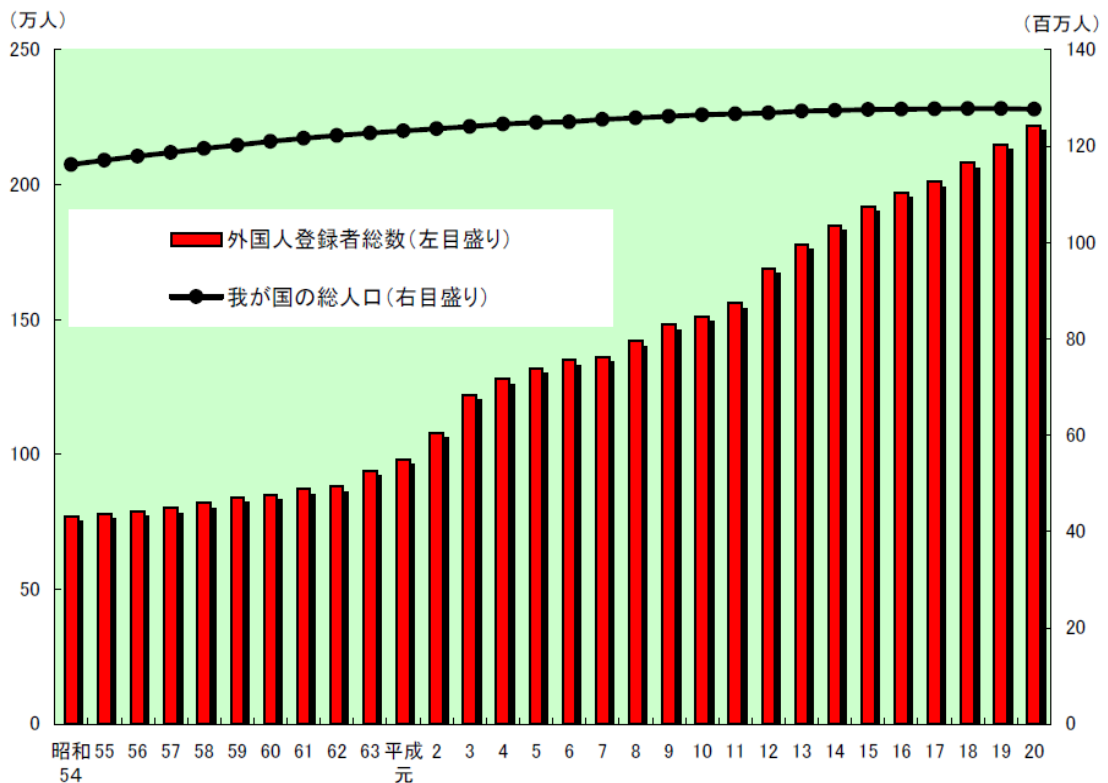
情報通信技術（ICT）の進展や高速交通機関の発達により、様々な分野において「人、もの、かね、情報」が、国境なく世界規模で活発に行き交う時代となりました。例えば、リーマン・ショックによる大きな影響は、アメリカ国内だけではなく世界の金融市場にまで及びました。

経済活動においては、中国を中心としたアジア諸国の成長を背景に、生産拠点の進出、低コスト化に向けた国際分業、世界的な技術開発競争が進行しています。また、環境や医療・福祉分野の課題も、世界規模の課題として認識されるようになってきています。

文化や学術活動においては、我が国の文化や研究成果が世界的に評価されるとともに、国境を越えた交流が活発になり、国際平和などにつながっています。

我が国に住む外国人も年々増加しており、経済活動から市民生活まで人的交流が拡大すると予想されます。文化や価値観の違いを認め合い、つながることで、幅広い活動や心豊かな生活のできる社会づくりが求められています。

外国人登録者総数と我が国の総人口の推移



資料：法務省入国管理局「平成20年末現在における外国人登録者統計」

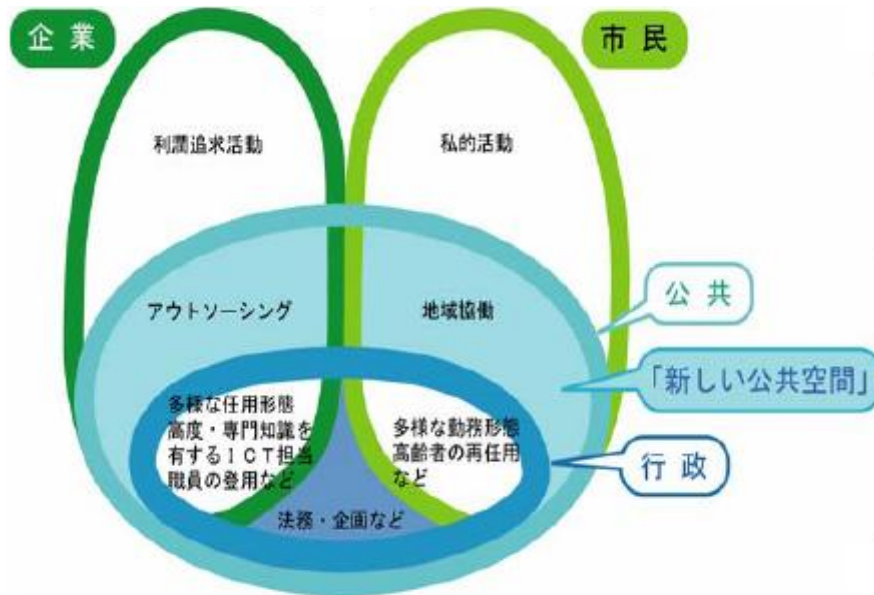
## (7) 地方分権の時代

平成12年（2000年）に、いわゆる「地方分権一括法」が、平成19年（2007年）には「地方分権改革推進法」が施行され、地方自治体は自ら政策を立案し、地域の特性を生かした自律性の高いまちづくりを進めていくことが求められるようになりました。

このような地方自治を実現するためには、自治の主体である市民と行政とが対等な立場で目標を共有し、協力し、それぞれの役割を果たすことが必要です。市民には、主体的に地域のあり方を考え、課題を解決し、自らの工夫でまちづくりに取り組むことが求められます。一方、行政には、多様な方法で市民のニーズを把握し、地域に合ったサービスを提供するとともに、市民参画の機会や情報の提供など市民活動を支援する仕組みづくりが求められています。

また、企業やNPOなど多様な主体が協働して、地域課題の解決や身近なサービスの提供を担う「新しい公共空間」を形成し、地方自治の運営を持続可能なものとしていくことが必要です。そのため、人材や施設、自然など、あらゆる地域資源の発掘と活用に取り組むことが求められます。

### 「新しい公共空間」のイメージ



資料：分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会「分権型社会における自治体経営の刷新戦略—新しい公共空間の形成を目指して—（平成17年3月）」

## 2 摂津市の現状

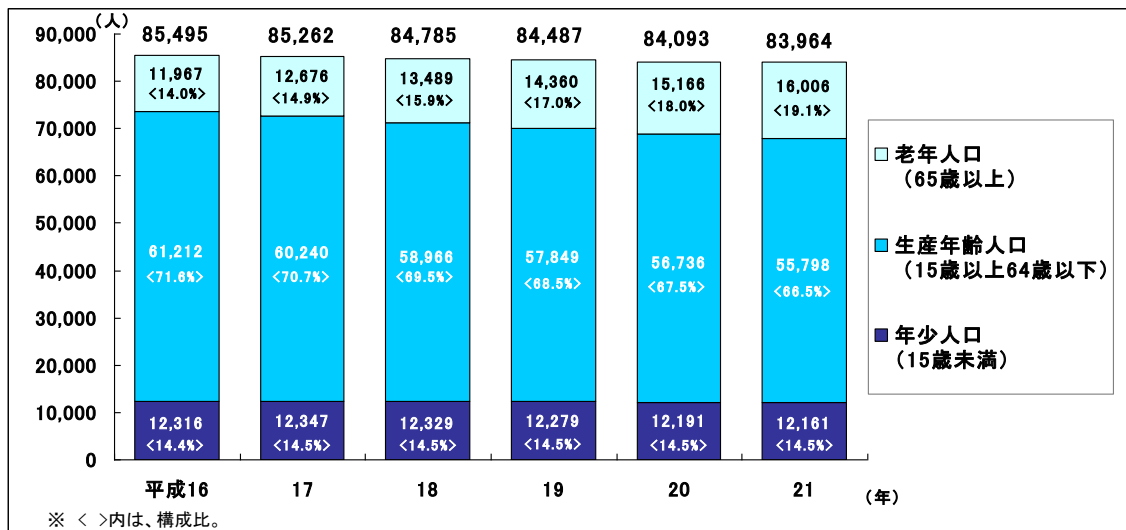
### (1) 人口構造

人口は、平成21年（2009年）9月30日現在で83,964人となっています。近年は、やや減少傾向にあり、平成16年（2004年）からの5年間では、1,531人減少しました。

年齢構成を見ると、平成17年（2005年）の国勢調査の時点で、65歳以上の老年人口の割合が大阪府内の自治体の中で最も低い市でしたが、近年は高齢化の傾向にあり、平成16年では老年人口の割合が14.0%であったのに対し、平成21年では19.1%と5年間で約5ポイント増加し、1.34倍になっています。

この間、0歳から14歳までの年少人口にほとんど変化がない一方、15歳から64歳までの生産年齢人口の割合は、71.6%から66.5%へと約5ポイント減少しました。

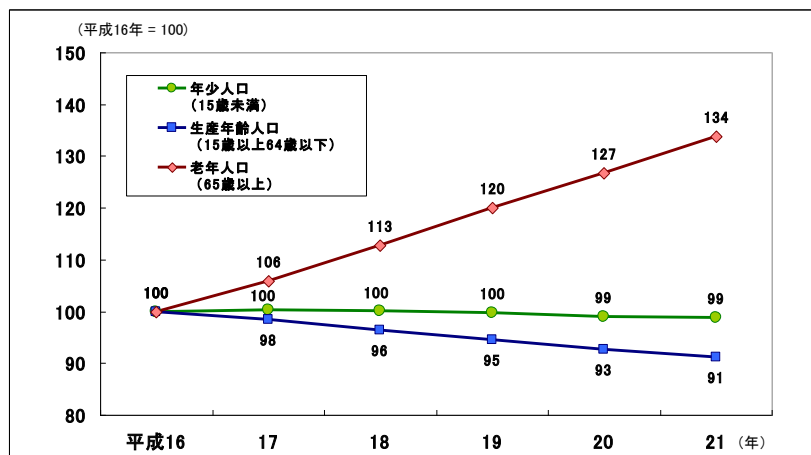
人口と年齢3区分の人口の推移



(備考) 四捨五入のため、年齢3区分人口の構成比の合計が100%とならない場合がある。

資料：摂津市「住民基本台帳および外国人登録」

年齢3区分の人口の推移



資料：摂津市「住民基本台帳および外国人登録」

## (2) 将来人口

将来人口について、住民基本台帳と外国人登録の記載者数をもとに、コーホート要因法を用いて、男女別・年齢階層別に推計しました。

推計にあたっては、計画期間における南千里丘地域と吹田操車場跡地の大規模開発による住宅供給も見込んでいますが、人口は減少傾向にあり、本計画の目標年次である平成32年度（2020年度）の摂津市の人口は80,000人と見込みます。

### 性別及び年齢3区分の将来人口

年 区分	平成21年 (2009年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)
男性	42,385人	42,033人	40,850人
女性	41,579人	40,467人	39,150人
0～14歳	14.5%	13.5%	12.5%
15～64歳	66.5%	62.9%	62.5%
65歳以上	19.1%	23.6%	25.0%
合計	83,964人	82,500人	80,000人

(備考) 四捨五入のため、年齢3区分人口の構成比の合計が100%とまらない場合がある。

人口減少や急速な少子・高齢化が全国的に進行する中では、摂津市もその影響を避けられない状況です。しかし、摂津市の特色を生かし、魅力あるまちづくりを協働で進めていくことで、人口減少を最小限にとどめるとともに、市内で活動する人々（活動人口）や市外から訪れる人々（交流人口）の増加を図ることが重要です。

## (3) 昼夜間人口

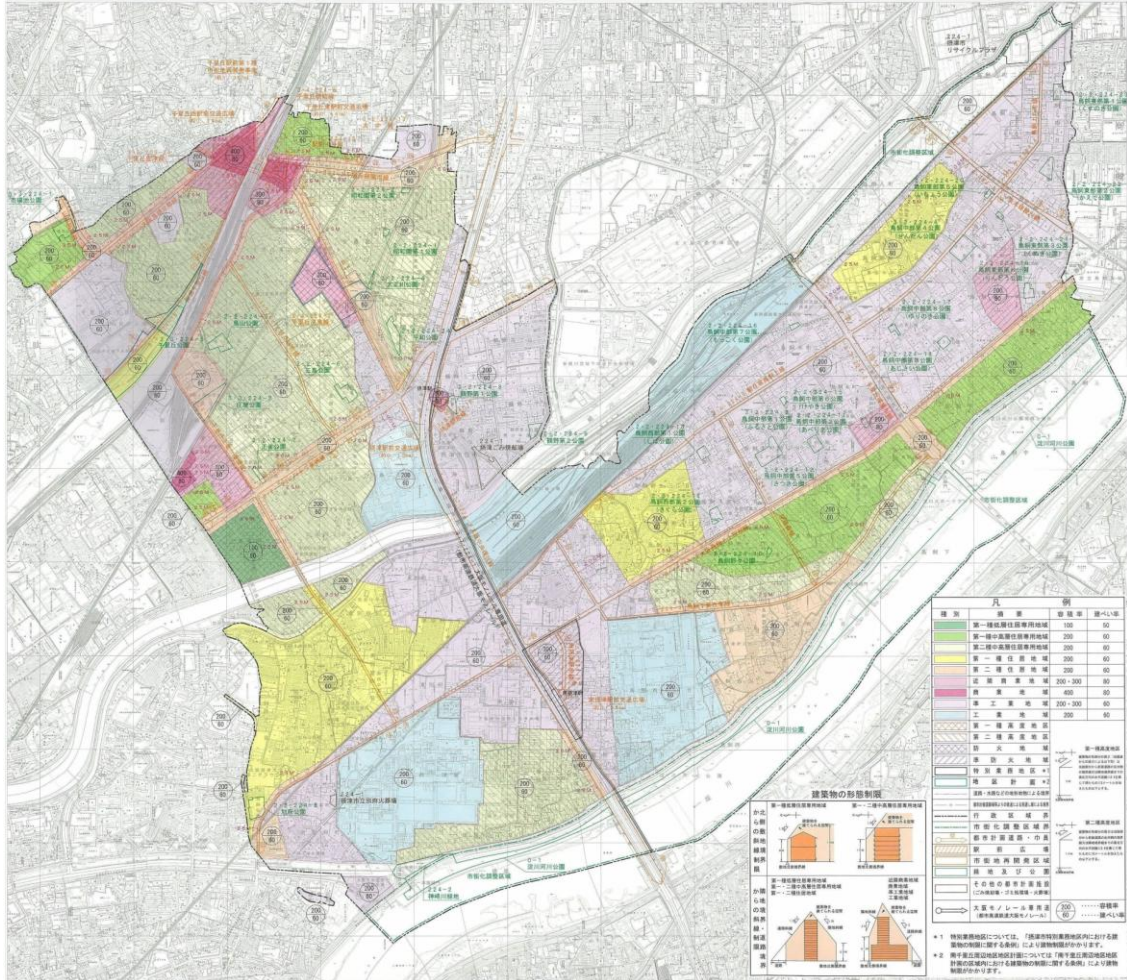
摂津市は昼間人口が多く、平成17年（2005年）の国勢調査では、夜間人口（常住人口）が84,827人であるのに対し、昼間人口は96,353人で、夜間人口よりも1万人以上多くなっています。

昼夜間人口比率は113.6で、大阪府内の自治体では、大阪市、田尻町に次いで3番目の高さです。これは、市内に立地する事業所が多く、市外から通勤する人が多いため、産業の活発なまちであることを示しています。

#### (4) 都市構造

土地の用途では、準工業地域と工業地域の面積が広く、産業都市としての特徴が顕著です。地域的に見ると、安威川の南側には準工業地域と工業地域が広がるとともに住居地域が偏在し、安威川の北側には、まとまった住居地域や商業地域が存在します。

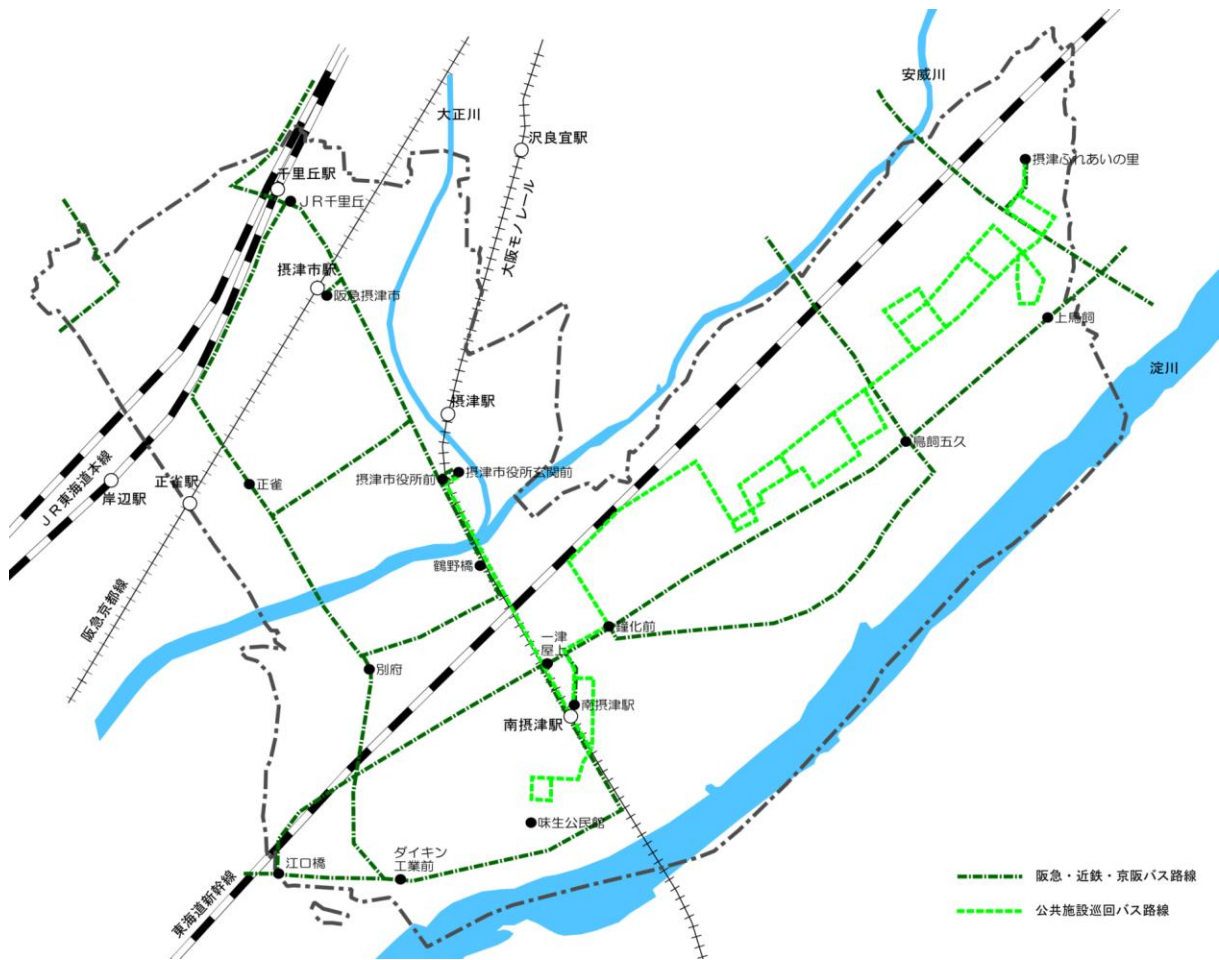
#### 都市計画用途地域



資料：摂津市「都市計画用途地域図」

市域には、JR京都線千里丘駅、阪急京都線摂津市駅・正雀駅、大阪モノレール摂津駅・南摂津駅の5駅があります。これらの駅を中心に、阪急バス、近鉄バス、京阪バスの路線網が形成されています。また、市は、鳥飼方面の主な公共施設と市役所とをつなぐ巡回バスを運行しています。

### 鉄道とバス路線

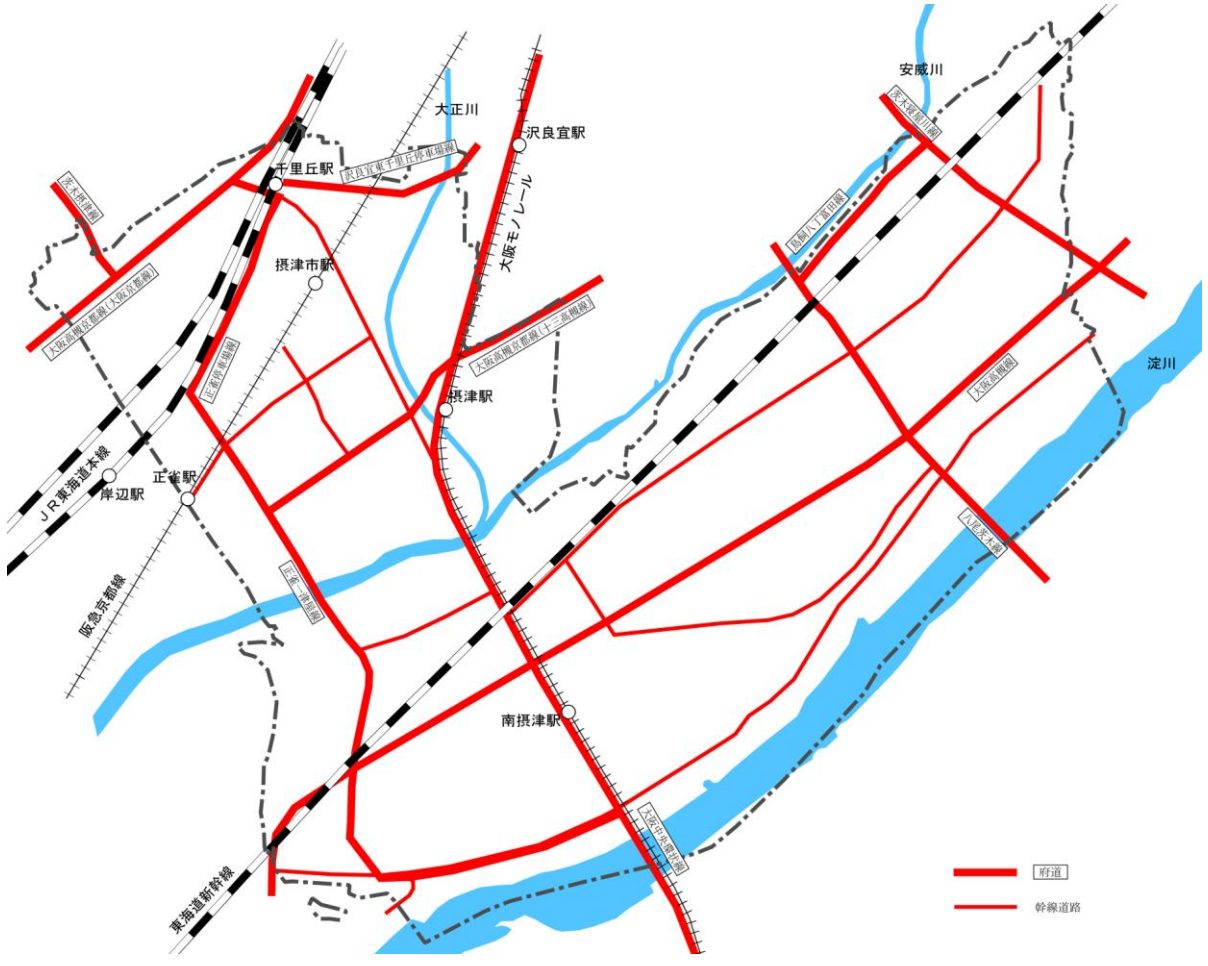


資料：阪急バス・近鉄バス・京阪バス「路線図」  
 摂津市「公共施設巡回バス路線図」



市域には、大阪中央環状線、大阪高槻京都線、大阪高槻線などの道路が縦横に走っており、市域は分断されていますが、交通には利便であり、広域物流機能の高さが特徴となっています。平成21年（2009年）にはJR千里丘ガードが拡幅され、平成22年（2010年）には大阪中央環状線の鳥飼大橋（北行き）が3車線開通するなど、市内外への交通の利便性がいっそう高まりました。

### 主要道路網



資料：箕津市「認定道路路線図」

市域には、淀川、安威川、大正川などの河川が多数流れていることに加え、番田水路、味生水路などの水路も多く、摂津市の特徴となっています。

### 河川と水路



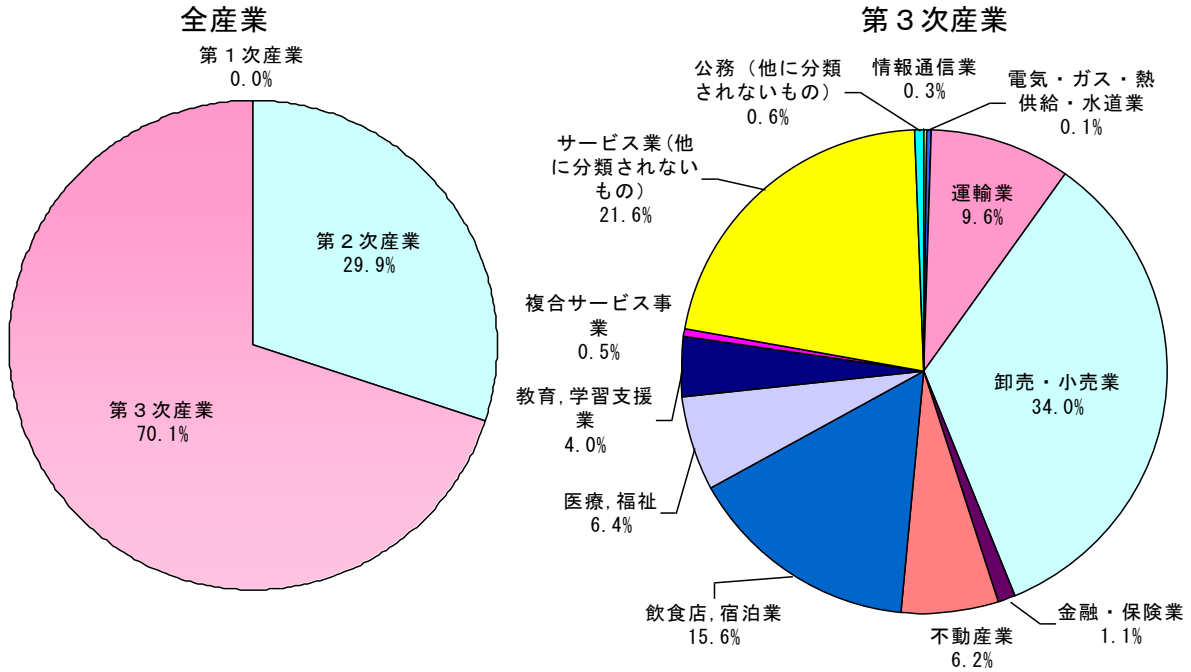
資料：摂津市「河川水路網図」

## (5) 産業構造

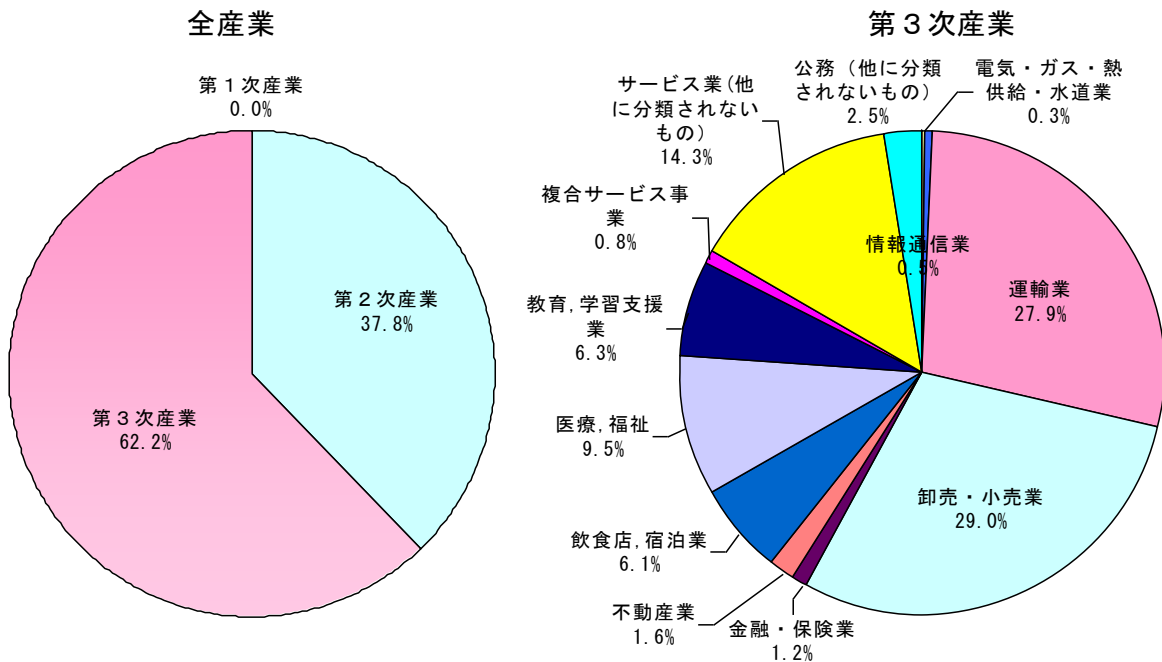
平成18年(2006年)10月1日現在、4,008の事業所があり、その従業者数は49,715人で、大阪府内の自治体のうち、それぞれ18位、16位となっています。

産業構造を見ると、第3次産業の構成比が最も大きく、事業所数ベースで70%、従業者数ベースで60%を占めています。第3次産業の従業者数構成比では、運輸業と卸売・小売業がそれぞれ30%近くを占めているのが特徴です。

### 事業所数の構成比



### 従業者数の構成比

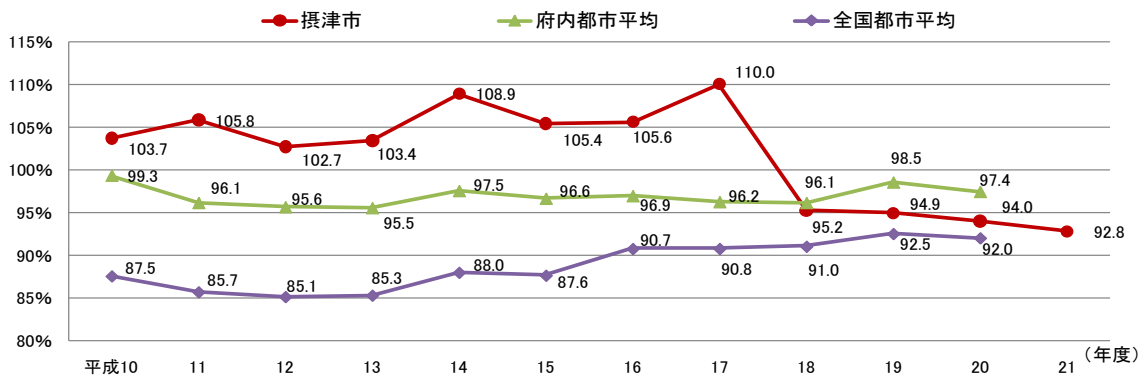


資料：総務省「平成18年 事業所・企業統計調査」

## (6) 財政の状況

財政状況は、3次にわたる行財政改革、財政健全化計画の推進による歳入歳出改革などで、平成18年度（2006年度）から経常収支比率が100%を切り、平成21年度（2009年度）には92.8%まで改善しました。また、平成16年度（2004年度）から普通交付税は不交付であり、平成21年度の財政力指数は1.22と財政力の強い団体とされています。さらに、平成20年度（2008年度）から導入された「地方公共団体財政健全化法」による健全化判断比率についても早期健全化基準を下回り、財政の健全な団体に属しています。しかし、国、地方自治体とも、財源不足を赤字国債、赤字地方債に頼らざるを得ず、長期債務残高が毎年増えています。近年、摂津市も赤字地方債を発行せざるを得ない状況が続いており、市債残高のうち赤字地方債の割合が増加しています。財政指標は改善しましたが、今後の市債残高の増加が懸念されます。

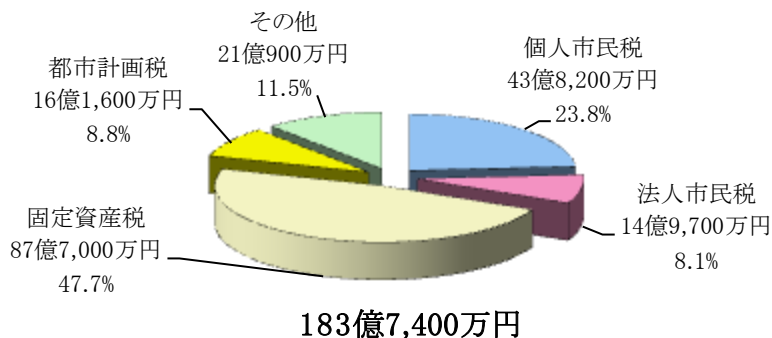
### 経常収支比率の推移



資料：総務省「地方財政状況調査」

歳入の根幹となる市税収入は、平成21年度決算で183億7,400万円となり、対前年度13億5,800万円の減収となりました。これは、リーマン・ショックによる世界同時不況の影響を受け、法人市民税が14億9,700万円となり、平成元年（1989年）以降で最低の決算額を記録したことが大きな要因です。

### 平成21年度の市税収入

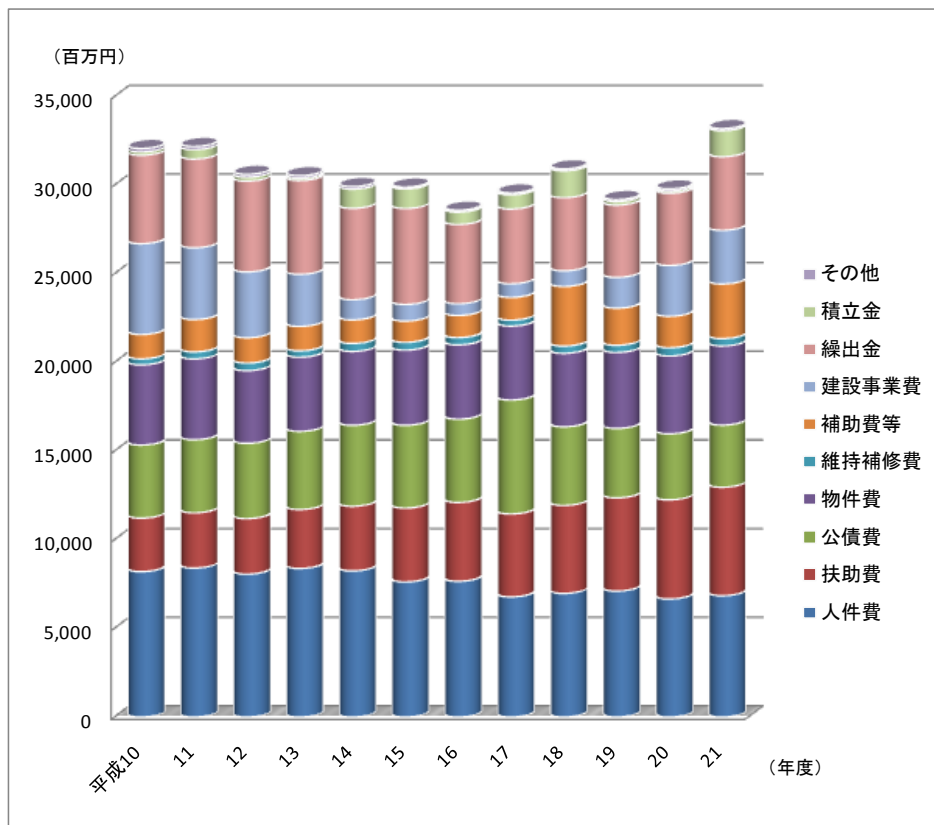


資料：総務省「地方財政状況調査」

税収構造は、法人市民税の割合が比較的高く、時々の経済状況に大きく左右されるという特徴があります。そのため、財源の年度間調整を図る財政調整基金などの活用と市債発行が財政運営のポイントとなります。

歳出では、平成21年度決算で退職手当が13億1,400万円とピークを迎えたものの、人件費全体では68億4,600万円で、毎年減少しており、今後も職員数の削減などにより、さらに減少する見込みです。しかし、扶助費が61億1,900万円と平成10年度の約2倍に増加しています。高齢化率の低い摂津市にとって急速な高齢化は避けられず、社会保障関係費の増加傾向は、今後も続くと推測されます。

### 性質別決算額の推移



資料：総務省「地方財政状況調査」

今後、本計画に基づき10年間のまちづくりを進めるためには、しっかりとした財政基盤が必要です。未来予測は困難ですが、次の世代を担う子どもたちに多大な負担を残さないためにも、限られた財源で最大のサービス効果を上げるよう選択と集中を図ることが重要です。

### 3 まちづくりの課題

---

#### (1) 協働のまちづくりの実践を積み重ねていくこと

社会の成熟化による市民ニーズの多様化に伴い、行政サービスも多様化してきました。しかし、社会問題がますます複雑・多様化していく中では、実情に応じたきめ細かな対応が難しくなっています。さらに、景気の低迷や高齢化などによる税収低下によって財政状況も厳しくなっています。

そこで、市民・事業者などの多様な主体と行政が連携し、地域課題や社会問題の解決に向けて力を合わせる「協働」が重要となってきました。

しかし、摂津市における協働の取組みは、まだ始まったところです。今後は、あらゆる地域資源を発掘・活用し、様々な試みを積極的に行い、実践を積み重ねながら「摂津市らしい」協働のあり方を見出し共有していくとともに、協働を進めていくために必要となる仕組みや制度を充実していくことが必要です。

#### (2) 様々な危機に対応し、安心して生活や活動ができること

複雑・多様化する自然災害の危険性の高まりや、高齢者や子どもをねらった犯罪の増加、感染症の脅威など、日常生活における様々な危機が増えてきています。今後も増加すると考えられる危機に対して、迅速かつ確かな対策がとれるよう体制を整備し、市民や事業者が安心して生活や活動ができるようにしていくことが必要です。

#### (3) 地域から、地球環境を良くすること

CO<sub>2</sub>排出量を実質ゼロにした全国初の「カーボン・ニュートラル・ステーション」である阪急摂津市駅の開業を機として、南千里丘地区の開発では環境に配慮した取組みが大きく進みました。今後は、このような地球温暖化を防止する取組みを広め、市全域で環境負荷を低減することが必要です。

また、摂津市では、縦横に流れる河川や水路が貴重な資源です。この自然環境は、次の世代の人たちも親しみ続けることができるよう保全するとともに、市の魅力として生かしていくことが必要です。

#### (4) あらゆる立場の人が、安心して暮らせるように地域で支え合うこと

少子・高齢化の進行や地域社会などにおける人のつながりの希薄化は、地域課題や社会問題を複雑・多様化し、とりわけ福祉分野においては、よりきめ細かなサービスが求められてきています。行政は、市民生活のセーフティネットとしての機能を高め、地域においては、人と人とのつながりを強めて自主的に支え合うコミュニティを形成することが必要です。

**(5) みんなで子どもを育み、誰もが生涯を通じて学び、成長できること**

家庭や地域社会での教育力が低下し、学校では学力面だけではなく、児童・生徒の生活面、安全面など様々な課題への対応がいっそう求められています。今後は、学校、家庭、地域の役割分担と連携により、みんなで子どもたちを育てていくことが必要です。また、ライフスタイルや価値観の多様化により、子育ての環境も様々であり、的確な支援を行うことが必要です。さらに、市民が生涯を通じて学習やスポーツに取り組み、各自の知識や技能を生かし、豊かな人生を送ることができる環境をつくっていくことも必要です。

**(6) 産業都市の特徴をまちづくりに生かすこと**

摂津市は市外から働きに来る人が多い、昼間人口の多いまちです。このような産業都市の特徴を生かし、市内事業者が継続して活動できるよう、環境や仕組みを整備していくことが必要です。また、事業者も活力のあるまちづくりを進める摂津市の一員として、事業者間のもとより、市民や行政との連携・交流を進め、社会貢献の促進を図ることが必要です。

**(7) 質の高い行政経営を実現すること**

摂津市では、総合計画をはじめ分野別の計画に基づき行政経営を行うとともに、行財政改革や財政健全化を積極的に推進してきました。しかし、景気の低迷や高齢化などの進行により、税収が低下する一方で社会保障費の増加が続くことなどから、財政状況はさらに厳しさを増すものと予想されます。このような中でも、地方分権時代にふさわしい、地域特性を生かした自律性の高いまちづくりを進めていくことが求められており、今後は、協働により、公共サービスの質を高めていくことが必要です。また、そのために、行政組織の活性化や職員の資質向上、電子自治体化の推進などにいっそう取り組むことが必要です。

---

# 基本構想

---

## 第1章 まちづくりの理念

---

めざすまちの将来像を実現するために最も大切にしなければならないことは、「まちづくりの理念」を摂津市に関わるみんなが共有することです。

これまで、まちづくりを進めるにあたり、昭和46年（1971年）の「摂津市民憲章」の制定をはじめ、6つの「都市宣言」を行ってきました。

「摂津市民憲章」は市民が共有するまちづくりの理念を示し、6つの「都市宣言」は、時々の課題をとらえて、まちづくりを進めていく姿勢を示したもので、これらに基づいて、様々な施策や事業を推進してきました。これらはまちづくりの理念として大切にしなければなりません。

さらに、めざすまちの将来像を実現するためには、摂津市に関わるみんなができることから実践し、まちづくりに関わる必要があります。そして、その礎には“社会のルールを守れる人”の存在が欠かせません。そのため、「思いやり」「奉仕」「感謝」「あいさつ」「節約」の5つの心を大切に人づくりとして「人間基礎教育」を提唱し、実践しています。

今後ますます複雑・多様化すると思われる地域課題や社会問題の解決に向け、これまで掲げてきたまちづくりの理念を改めて尊重し、摂津市に関わるみんなで共有することにより、めざすまちの将来像を実現します。

### 1 摂津市民憲章

---

わたしたち、淀川のゆたかな流れのほとりに住む摂津市民は、これまでにきずかれてきた伝統と文化を生かし、力を合わせて、しあわせのあふれるまちをつくるために、この市民憲章をさだめます。

1. みんなでつくろう ゆたかで平和な すみよいまちを
2. みんなできずこう きまりをまもる あかるいまちを
3. みんなでそだてよう 花とみどりの きれいなまちを
4. みんなでめざそう 老人と子どもをいたわる えがおのまちを
5. みんなでのばそう かおりの高い 文化のまちを

昭和46年11月1日制定



## 2 都市宣言

### (1) 憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言

私たちは、憲法で戦争を放棄し、世界の恒久平和の実現に貢献することを誓っています。

しかしながら、世界各地では武力紛争が絶えず、とりわけ核兵器は、人類のみならず生命の宿るすべての生存を脅かし地球環境を破壊するものであり、核兵器の廃絶が強く求められています。

国際社会の新たな秩序と安定が求められている今日、国籍や民族、宗教の違いを認め合い、平和のうちに生存する権利並びに人間としての尊厳および幸福追求の権利が尊重されることが全人類の切実な願いになっています。

ここに、摂津市は国内外の平和を愛する人たちとともに非核・平和を訴え、この地球から核兵器をなくし、人間としてともに生きる喜びがあふれる社会の実現に積極的に取り組むことを決意し、憲法を守り人間を尊重する平和都市になることを宣言します。

昭和 58 年 3 月 30 日（平成 11 年 4 月 1 日改正）

### (2) 障害者福祉都市(ふれあい都市)宣言

私たちは、憲法が保障する基本的人権を享有するとともに“自由”と“平等”を約束されています。

しかしながら、障害者が地域社会において日常生活を営むには、現代社会は決して快適であるとは言い難く、むしろ苦痛にさえ感じられるものがあります。

これは社会の構造が、健常者を基本とした仕組みになっているため、本来健常者と平等でなければならない社会活動に、大変な不合理を押しつける結果となっております。私たちはここで、国連総会において決議された“障害者の権利宣言”を想起し、ここに掲げられた諸権利を十二分に認識し、尊重しなければなりません。

ここに摂津市は、障害者が人間としての尊厳を重んじられ、誰からも差別されない、また、健常者と区別されることなく社会の一員として、地域や職域などあらゆる社会の中で生きがいのある生活を送ることができる社会を築くことを決意し、障害者福祉都市(ふれあい都市)を宣言します。

昭和 59 年 4 月 1 日

### (3) 健康都市宣言

健康であることは人間の最大のしあわせであり、生活の泉であります。

健康で明るい笑顔のあふれるまちづくりは今日、すべての市民の等しい願いであります。ここに本市は、21世紀を通して市民一人ひとりが地域社会に健康づくりの輪をひろげていくことを基本理念として、活力ある健康な都市の実現をめざすことを宣言します。

昭和61年4月1日(平成12年7月1日改正)

### (4) 環境創造都市宣言

さわやかな大気、清らかな水、豊かな大地の緑など、自然は人間と動植物の生存に欠くことのできない重要な基盤です。

私たちにとっては、この自然がもたらす恵みと資源を守り育て、次の世代へ引き継ぐことが重要な責務であります。

私たちは、地域の一市民として自然環境の保全、資源の保護、リサイクル社会の形成に努め、文化と水と緑豊かで快適な地球環境を創造するまちづくり、地域づくりをめざすことを、ここに宣言します。

平成6年4月1日

### (5) 暴力追放都市宣言

暴力のない明るい安全な都市は、市民共通の願いです。

暴力団は、明るい平和な市民生活を脅かし、社会秩序を破壊するものであり、近年巨大化した組織の威力を背景として、市民生活や企業活動に介入する「民事介入暴力」を行使して資金源の獲得を図るなど、社会に多大な脅威を与えています。

この種の暴力行為を見逃すことは、社会秩序を揺るがし、言論の自由、経済活動等を妨げ、ひいては憲法で保障された個人の生命、自由及び幸福追求の権利が無視されることとなります。

摂津市は、このような現状を深く認識し、今こそ市民と関係機関・団体との連携を強化して暴力追放の体制を確立し、暴力団による暴力はもとより、あらゆる暴力を追放するため、市民の総力をあげて粘り強い運動を展開することにより、「暴力を許さない明るく安心して暮らせる都市」の実現をめざし、ここに「暴力追放都市」となることを宣言します。

平成6年4月1日

(6) 子どもの安全安心都市宣言

未来を担う子どもたちは社会の宝  
心つないで創ろう『安全・安心のまち せつつ』

子どもたちの笑顔によって、まち全体が笑顔につつまれます。  
子どもたちの元気なあいさつが、まち全体の活気を生み出します。  
希望に満ちた子どもたちの健やかな成長は、市民みんなの願いです。

子どもたちが安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、  
「地域の安全をみんなが心つないで守る」  
「地域の子どもたちをみんなで力あわせて守る」を理念とし、  
ここに「子どもの安全・安心を守る都市」を宣言します。

平成 18 年 4 月 1 日

## 第2章 めざす将来像

---

### みんなが育む つながりのまち 摂津

自分たちの夢を、自分たちの力で実現するまちにしていきます。

摂津市に関わるみんなが、思いを語り、行動し、力を合わせることで、摂津市を「住み続けたいと思える、元気で“ほっ”とする温かいまち」に育てていきます。

#### 1 基本姿勢

---

めざす将来像を実現するために、次の4つの基本姿勢で取り組みます。

(1) 「住み続けたい」まちをつくります

市民が「住み続けたい」、市内の事業者が「活動し続けたい」と思うまちを、また、市外の住民から「住みたい」、市外の事業者から「移転したい」「立地したい」と思われるまちをつくります。

(2) 「安心」を実感できるまちをつくります

めざす将来像を支える要素として最も大切なのは「安心」です。都市基盤としてハード面の整備をするだけでなく、ソフト面の施策も充実することによって、「安心」を実感できるまちをつくります。

(3) 「まち育て」という新しい発想で取り組みます

従来のまちづくりの概念を越えて、摂津市に関わるみんなが連携・協力し、歴史や文化、地域の資源を大切に、自然や環境との調和を図りながら、まちとともに育ち合う「まち育て」という新しい発想により、取り組みを進めます。

(4) 「摂津市らしさ・強み」を生かします

「摂津市らしさ」や「摂津市の強み」を意識し、施策や事業を展開する中でそれらを生かすことにより、摂津市への愛着や親しみを醸成します。

## 摂津市らしさ・摂津市の強み

### コンパクトなまち

きめ細かい行政サービスを可能とする規模のまちです。その強みを生かし、素早いフットワークできめ細かな施策に取り組んでいきます。

また、市民が行政を身近に感じられるまちです。市民、事業者、行政などが情報を共有し、できること、しなくてはならないことをうまく役割分担して事業などを進めていきます。

### 住民同士のつながりがあるまち

近隣自治体に比べて自治会の加入率が比較的高く、地域の住民の関わりが強いまちです。住民同士が気軽に声を掛け合い、あいさつを交わすといった明るく活気のある雰囲気をつくることにより地域力の向上をめざします。

また、自治会や学校区などで自主的な取り組みが行われているまちです。市民が元気に活動できるよう支援し、さらに、地区や団体の枠を越えた「市民のネットワーク」を広げていきます。

### フラットなまち

市域は平坦な地形であり、自転車があれば、市内のどこにでも気軽に行けるまちです。徒歩や自転車での移動を積極的に促進することは、健康増進やCO<sub>2</sub>削減にもつながることから、新しい“摂津市らしさ”づくりとして取り組んでいきます。

また、誰もがふらっと遊びたくなったり寄り道したくなるような魅力や面白いスポットを発掘し、PRしていきます。

### 産業の活力があるまち

昼間人口が夜間人口を上回る、事業所数が非常に多い産業のまちです。市内で働く人たちと市民との交流の機会を設けるなど、事業者も含めた地域コミュニティを形成していきます。

## 2 まちづくりの目標

---

めざす将来像を実現するために、7つの目標を設定します。

### (1) 市民が元気に活動するまち

めざす将来像を実現するために、協働と市民参画を進め、市民一人ひとりがあらゆる場面で活躍できるまち、様々な人と出会い、活動できる元気なまちにします。また、相互に助け合い、自ら活動する地域コミュニティを実現するまちにします。

### (2) みんなが安全で快適に暮らせるまち

良好な都市環境を実現するために、都市基盤の整備や維持管理を行い、安全で安心して暮らせるまちにします。また、消防・救急救命活動、防災活動の強化や、犯罪・事故の防止に取り組み、生命や財産を守ることができる安心で快適に暮らせるまちにします。

### (3) みどりうるおう環境を大切にするまち

環境に対する意識が高まり、地球温暖化の防止や循環型社会の形成に取り組んでいるまちにします。また、市域を縦横に走る河川や水路を貴重な地域資源として保全・活用するとともに、公園や緑地を安全で魅力ある空間にするなど、身近で良質な自然環境に親しむことができるまちにします。

### (4) 暮らしにやさしく笑顔があふれるまち

市民の生活、事業者や行政の活動の根幹となる平和と人権を大切に、男女共同参画を実現するまちにします。

あらゆる立場の人たちが、安心して暮らし、充実した毎日を過ごすことができるよう、地域で支え合う福祉の充実したまちにします。また、みんなが健康づくりを行い、いつまでも元気に暮らしているまちにします。

さらに、消費者被害の発生・拡大を防ぎ、安全性と質の高い消費生活を送ることができるまちにします。

### (5) 誰もが学び、成長できるまち

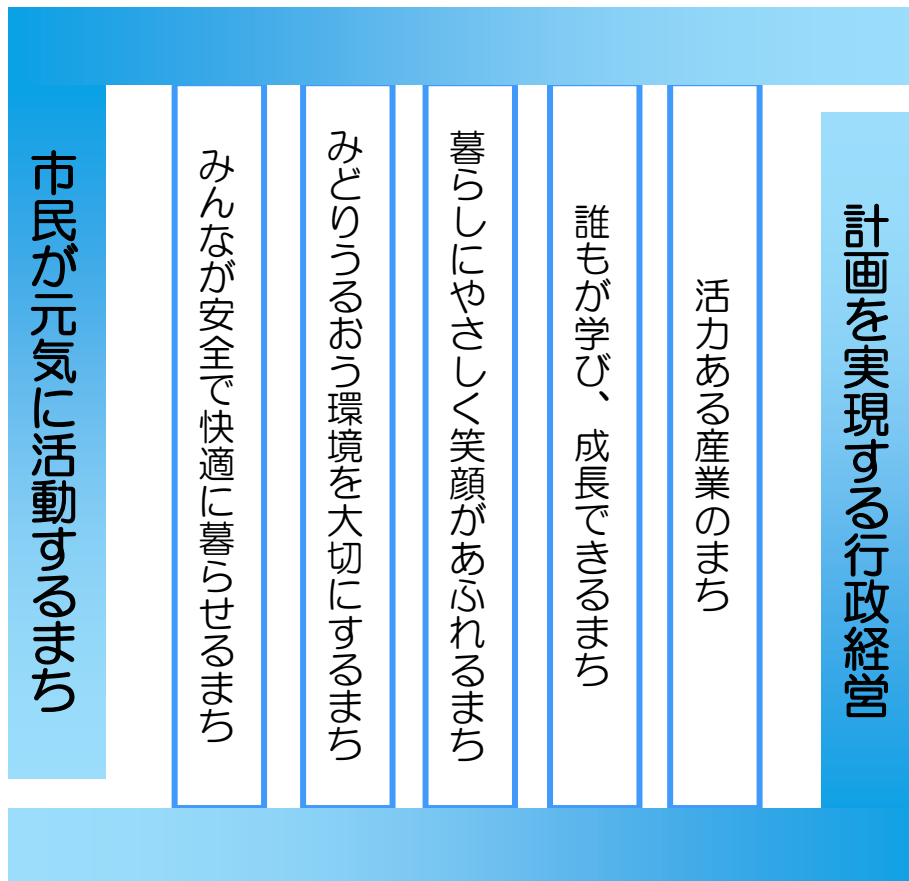
家庭、地域、関係機関が力を合わせて、子どもたちを育むまちにします。また、誰もが摂津市の歴史や文化を大切に、生涯を通じて学習や文化活動、スポーツ活動に取り組み、その知識や技能を生かして充実した毎日を送ることができるまちにします。

## (6) 活力ある産業のまち

昼間人口が多い産業都市の特徴を生かし、まちの活力源である産業がさらに発展するよう、将来にわたり事業者が市内で活動し続け、新しい事業や社会貢献活動にチャレンジするまちにします。また、市民が農業に親しむことができるまちにします。さらに、就労を支援し、市内で働く人たちが良好な環境で働くことができるまちにします。

## (7) 計画を実現する行政経営

協働を進めることにより、地方分権時代にふさわしい、市民の視点に立った質の高い行政経営を行うとともに、最少の経費で市民の満足度を高めるよう行財政改革に取り組みます。そのために、行政組織の活性化や職員の育成、電子自治体化をさらに進めます。



## 第3章 まちづくりの目標を実現する政策

### 第1節 市民が元気に活動するまち

#### 【政策】

#### 1 市民が活躍するまちにします

協働社会をめざし、市民、事業者、行政それぞれの役割を明確にして協働による多様な事業を展開するとともに、政策形成過程への市民の参画を促進します。

市民活動を促進するため、機会づくりから様々な団体などとの連携まで、あらゆる段階において支援を行うとともに、地域コミュニティ活動がさらに活性化するよう、環境づくりや支援を行います。

摂津市に関わるみんなが情報を共有できるよう、市民ニーズの把握や公聴機能、広報活動の充実を図るとともに、職員の意識改革や行政情報の積極的な提供を推進します。



## 第2節 みんなが安全で快適に暮らせるまち

### 【政策】

#### 1 都市基盤を整備し、安全で安心して暮らせるまちにします

地域と調和のとれた良好な土地利用を進めるとともに、大規模空地の新たなまちづくりや駅前の整備、鉄道敷による地域分断の解消、公共交通の利便性の向上に取り組みます。

道路、上水道、公共下水道などの都市基盤の安全性と快適性を向上するため、計画的な整備と適切な維持・管理を行います。

#### 2 生命・財産を守り、安心して快適に暮らせるまちにします

市営住宅・民間住宅の耐震化やバリアフリー化を進め、安心して居住できる住環境を整備するとともに、良好な都市景観の形成を図ります。

交通事故や犯罪を減少させるため、それらの発生を防ぐ啓発活動の充実や環境の整備を図るとともに、市民活動を支援します。

様々な災害・事故などによる被害を最小限にとどめるよう、市民、他の自治体、関係機関などとの連携・協力を推進し、危機管理体制と対応能力の強化、消防・救急救助体制の充実を図ります。

## 第3節 みどりうるおう環境を大切にするまち

### 【政策】

#### 1 地球にやさしく美しい住みよいまちにします

環境への負荷を低減するため、啓発活動を充実するとともに、地球温暖化対策、省エネルギー対策、新エネルギーの導入などの取組みを促進します。

循環型社会を形成するため、3R（リデュース：減らす、リユース：再使用、リサイクル：再資源化）をさらに推進します。

#### 2 自然豊かな憩い、安らぐまちにします

摂津市の特色である河川や水路を魅力的な空間として保全し、積極的に活用するとともに、緑化を推進します。

誰もが安心して楽しく利用できるよう、公園・緑地を多機能で魅力ある空間として整備し充実を図ります。

## 第4節 暮らしにやさしく笑顔があふれるまち

### 【政策】

#### 1 平和と人権を大切にすまちにします

核兵器のない平和な世界を実現するよう、また、あらゆる差別や偏見を解消し、一人ひとりがかけがえのない存在として尊重されるよう、啓発活動や教育活動、職員研修の充実を図るとともに、市民・事業者などの企画・運営による啓発活動や、主体的な学習活動の支援を行います。

#### 2 男女共同参画社会を実現すまちにします

男女の差別なく元気に活躍できる社会を実現するため、啓発活動などにより、ジェンダー（社会的な性別）に基づく差別や偏見、固定的な性別役割分担意識の解消に取り組むとともに、審議会などへの女性の参画の促進、市民活動の支援や協働による事業の推進、女性に対するあらゆる暴力の防止を図ります。

#### 3 誰もが安心していきいきと暮らすことができるまちにします

高齢者、障害のある人、子育て世帯、生活困窮世帯など、あらゆる立場の人たちが住み慣れた家庭や地域の中で安心して暮らすことができるよう、相談や情報提供の充実、適切なサービス提供を図るとともに、関係機関との連携を強化し、地域における福祉活動の環境整備や支援を行い、セーフティネット機能の充実を図ります。

誰もがいつまでも元気に生活できるよう、保健事業の充実・拡大を図るとともに、関係機関と連携し、医療・保健体制、健康危機管理の強化を図ります。

消費者被害を防ぐため、啓発活動を充実し、消費者の自立支援を行うとともに、被害者の救済を図ります。

## 第5節 誰もが学び、成長できるまち

### 【政策】

#### 1 生涯学習を通して心豊かなうるおいと安らぎを感じるまちにします

誰もが生涯にわたって学ぶことができるよう、学習機会の拡充や情報提供の充実、学習環境の整備を図るとともに、学んだ知識や技能を発揮し、社会に還元できるよう、人材育成や活動機会の拡充を図ります。

#### 2 自ら学び、自ら考えることのできる子どもを育むまちにします

子どもたちの「確かな学力」「豊かな心」「健康・体力」を育むため、保育所、幼稚園、小学校、中学校が一貫性を持って、就学前から発達段階に応じたきめ細かな教育を行います。

障害のある児童・生徒が安心して学べるよう、関係機関や専門機関と連携して一人ひとりに応じた支援教育を行います。

子どもたちが安全で安心して快適に学校園生活を送れるよう、施設の計画的な整備や、衛生管理、安全対策の強化を図ります。

学校、家庭、地域の連携により、地域で子どもを育む活動の充実や、子どもの安全対策、子育て支援の強化を図ります。

#### 3 文化・スポーツを通して市民が元気なまちにします

文化を振興し、国内外の交流を推進するため、文化・交流活動の機会の充実を図るとともに、市民活動の支援や環境の整備を図ります。

歴史や文化を大切にし、市の魅力として生かすよう、伝統文化や文化財を保存・継承します。

誰もが気軽にスポーツやレクリエーションを楽しめるよう、活動機会の充実を図るとともに、市民活動の支援や、人材育成、環境の整備を図ります。

## 第6節 活力ある産業のまち

### 【政策】

#### 1 産業を支え、活力のあるまちにします

商工業の発展のため、事業者の経営基盤の強化や活性化の支援を図るとともに、事業者間の交流・連携の促進、人材育成や起業の支援などを行います。

農業特産物の保存奨励、農地の保全を行うとともに、市民が農業に親しむ機会の充実を図ります。

#### 2 勤労者を守り、いきいきと働くことができるまちにします

就労の困難な人たちに対する総合的な支援や、市内で働く人たちの労働環境の改善に向けた啓発活動、情報提供、相談などを行います。

## 第7節 計画を実現する行政経営

### 【政策】

#### 1 市民の視点に立った質の高い行政経営を行います

地方分権に対応した行政経営を行うため、あらゆる分野で協働を推進・拡充するとともに、行政組織内の連携を強化して総合計画、行財政改革を推進します。

電子自治体をめざし、行政情報システムの一元化を図るとともに、情報セキュリティを高めて行政サービスのオンライン化を推進します。

職員の自己啓発を促進するとともに、研修制度を充実して、地方分権時代にふさわしい人材育成を行います。

健全な財政運営を行うため、予算編成の透明化を図り、新たな自主財源の確保や、市のイメージ・ブランド力の向上に取り組みます。

## 第4章 計画の推進に向けて

---

### 1 協働による計画の推進

---

#### (1) 協働社会への転換

市民、事業者の協力のもと行政主導で進めるまちづくりから、摂津市に関わるみんなが自治の担い手としてそれぞれの役割を果たし、“自ら育ちながら、まちを育てる”協働社会への転換を実現します。

#### (2) 摂津市がめざす協働の姿

めざす将来像の実現に向けて、摂津市に関わるみんなが主体性をもって、互いの特性を尊重しながら、共通の目標を達成するために対等な立場で連携・協力します。そのために、市民、事業者、行政などそれぞれが担うことや有効な協働方法をともに考えます。さらに、新たな展開による地域コミュニティの形成、地域の分権を進めます。

### 2 協働を実現するための役割

---

#### (1) 市民の役割

##### ① 市政に関心を持ち、市政に参画すること

摂津市の一員として、市の情報を積極的に収集するとともに、どんなまちにしたいのか、それを実現するためにはどうすればいいのかを考え、市の政策形成過程に参画します。

##### ② 個人、家庭でできることを実践すること

摂津市をより良くするために、まず身近なところから自らできることを実践します。

##### ③ 様々な人たちと力を合わせて行動すること

日ごろから地域の人たちと交流を深め、互いに助け合うようにします。

地域の夢や課題を共有し、地域をより良くする目標に向かって、地域の人たちと協力して、楽しみながら行動します。

地域や団体などを越えて連携・協力し、摂津市全体をより良くする活動を広げていきます。

#### (2) 事業者の役割

##### ① 摂津市の一員として、市の事業に参加・協力すること

本計画の施策の目標を達成するために、市の事業などに参加・協力します。

②事業者に求められている役割・責任を果たすこと

市民生活との調和を図りながら経済活動を行うとともに、社会貢献活動にも積極的に取り組みます。

事業者相互や、大学・高校などとの交流、連携・協力を図り、新たな事業に取り組みます。

③市民や様々な団体などと協力して地域をより良くすること

周辺地域や関係団体・機関とのつながりを持ち、地域活動に参加・協力します。

**(3) 行政の役割**

①行政経営を持続可能なものとする

行政が推進すべきこと、支援することを明確にし、効果的に役割分担をします。そのために、地域課題の解決や身近なサービスの提供を担う「新しい公共空間」を形成します。

摂津市の人材、施設、自然など、あらゆる地域資源の発掘と活用に取り組みます。

②摂津市に関わる情報を生かすこと

摂津市を取り巻く環境や、市の実態・課題、市民ニーズなどの情報を収集・分析し、分かりやすく提供するとともに、行政活動において効果的に生かします。また、その成果と課題を分かりやすく説明・公表します。

③協働のコーディネートをする

めざす将来像の実現に向けて、摂津市に関わるみんなが目標を共有し、連携・協力することができるようコーディネートします。また、多様な方法により市民活動を支援します。

④協働を進める職員を育てること

「摂津市がめざす協働の姿」を職員に浸透・定着させるとともに、創造性やプロデュース能力、コミュニケーション能力を高め、協働を効果的に進めたり、市民活動を的確に支援したりすることができる職員を育成します。また、協働を通じて学んだ成果や課題を共有し、行政活動に生かします。



### 3 協働による計画の進行管理

---

#### (1) 協働の進め方

##### ①あらゆる分野における協働の推進

行政のあらゆる分野において、これまで以上に協働の取組みを積極的に進め、実践を一步ずつ積み重ねていきます。さらにその成果や課題を、摂津市に関わるみんなで共有し、摂津市全体に取組みを広げていきます。

##### ②計画の評価

計画における協働の進行状況について、協働で点検・評価を行い、分かりやすく公表する仕組みを構築します。